

汚泥再生処理センター施設整備事業

特定事業の選定

令和7年2月

酒田地区広域行政組合

目次

第 1 章 事業概要.....	1
1 事業名称	1
2 公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業方式	1
6 事業期間	1
7 施設の概要	1
8 事業範囲	2
第 2 章 事業の評価	3
1 評価の方法	3
2 PFI 事業として実施する場合の定量的評価	3
3 PFI 事業として実施する場合の定性的評価	4
4 総合評価	4

第1章 事業概要

1 事業名称

酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業

2 公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者の名称

酒田地区広域行政組合 管理者 酒田市長 矢口 明子

4 事業の目的

酒田地区広域行政組合（以下、「本組合」という。）が実施する酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター施設整備事業（以下、「本事業」という。）は、汚泥再生処理センター（以下、「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を進めるため、安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

5 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に準じ、同法第14条第1項に規定される本施設の管理者である本組合が事業者と締結するDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

6 事業期間

事業期間：特定事業契約の本契約成立日

（令和7年8月下旬（予定））から約18.5年間

設計・建設期間：特定事業契約の本契約成立日

（令和7年8月下旬（予定））から令和10年9月30日

運営・維持管理期間：令和10年10月1日から令和26年3月31日まで15.5年間

7 施設の概要

(1) 名称

酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター

(2) 建設予定地

ア 所在地 山形県酒田市広栄町三丁目133番地

敷地面積 約2,440 m²（主たる施設とその付帯設備の建築可能面積）

(3) 施設の概要

施設の種類	概 要	
汚泥再生処理センター	処理方式	水処理：前脱水＋希釈＋下水道放流方式 資源化：汚泥助燃剤化方式
	処理能力	47kL/日 (し尿 7kL/日、浄化槽汚泥 39kL/日、農業集落排水汚泥 1kL/日)

8 事業範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。

(1) 事業者が実施する業務範囲

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- a 本施設の設計
- b 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- c 本組合の交付金等申請支援
- d 本組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に係る業務

- a 本施設の建設
- b 事業実施区域内の既存構造物の撤去
- c 建設工事に係る許認可申請等
- d 住民対応（建設事業者が実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営・維持管理業務

(ア) 本施設の運営に関する業務

受付・受入管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、資源物・残渣物管理業務、その他関連業務等

(イ) し渣の適正処理運搬業務

(ウ) 住民対応（運営事業者が実施する業務に起因するもの）

(エ) その他管理業務

(2) 本組合が実施する業務範囲

ア 本施設の設計・建設に係る業務

(ア) 用地の準備

(イ) 本施設に係る環境影響評価の実施

(ウ) 本施設の設計・建設モニタリング

(エ) 住民への対応（建設事業者が実施する業務以外）

(オ) 本施設の交付金等申請

イ 本施設の運営に関する業務

- (7) 住民対応（運営事業者が実施する業務以外）
 - (i) 行政視察への対応
 - (v) 本施設の処理対象物の搬入
 - (x) 資源物・残渣物の管理業務
 - (k) 行政手続等の対応
- (3) 事業者の収入（本組合からの支払分）
- ア 設計・建設業務に係る対価
- 本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。
- イ 運営・維持管理業務に係る対価
- 本組合は、本施設の運営・維持管理業務に係る対価について、固定料金、変動料金（処理対象物の搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

第2章 事業の評価

1 評価の方法

本事業を DBO 方式により実施する場合の評価は、本事業を本組合自ら実施する場合と比較して、「信頼性・安定性」、「効率性・合理性」及び「経済性」の観点から評価項目を設定し、定性評価及び定量評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

2 PFI 事業として実施する場合の定量的評価

(1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、本組合が自ら実施する場合の財政負担額と、PFI 事業に準じた事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、その前提条件を次のとおりとした。

なお、これらの前提条件は本組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	組合が直接実施する場合	DBO 方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①建設・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④公共経費（人件費、委託費）	①建設・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④SPC を設立しない ⑤運営モニタリング費用
資金調達に関する事項	「循環型社会形成推進交付金」 交付要綱に基づき設定	同左
共通事項	事業期間：約 18 年 （設計・建設期間 3 年、運営・維持管理期間 15 年） インフレ率：考慮しない 社会的割引率：1.11%	
設計・建設に関する費用	民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する費用	本組合実績と民間企業に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

(2) 定量的評価の結果

前提条件のもとで、本組合が自ら実施する場合と PFI 事業に準じた事業として実施する場合の本組合の財政負担見込額を、事業期間中の年度別に算出し、現在価値換算額で比較した結果、PFI 事業に準じた事業として実施する場合は、本組合が自ら実施する場合に比べ、約 5.8% の VFM が見込まれる結果となった。

	財政負担の比較（指数）
組合が自ら実施する場合	100.0
DBO 方式で実施する場合	94.2

3 PFI 事業として実施する場合の定性的評価

本組合が自ら実施する場合と PFI 事業に準じた事業として実施する場合の定性評価結果は次のとおり。

評価項目		事業方式	
		公設公営方式	DBO 方式
信頼性・安定性	リスク分担	組合が事業リスクを負うが、業務を民間事業者へ委託する場合には、その一部を民間事業者が分担することが可能	組合側と民間事業者側のリスク分担を適切に設定することで、組合側のリスクを軽減可能
効率性・合理性	民間のノウハウ・創意工夫の発揮	運営が短期間の契約となり、施設の長期使用を見据えた創意工夫の発揮は困難	設計・建設と運転・維持管理を一体的に発注するため、長期運営を見据えた設計・建設及び運営を行うことが可能であり、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮が可能
	法律や施策等の変動対応	運営が短期間の契約となるため、法律や施策等の変更に柔軟に対応が可能	設計・建設開始当初に運営契約を長期包括的に契約するため、法律や施策等の変更には契約変更等が必要となる
経済性	財政支出の平準化	設計・建設、運営・維持管理ともに短期間の契約となるため平準化は困難	設計・建設費の平準化は困難であるが、運営・維持管理費の平準化は可能

4 総合評価

総合評価の結果、本事業については「DBO 方式」が最も適しており、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約 5.8% の縮減を期待することができるとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫の発揮が可能となり、事業リスクを民間事業者と適切に分担可能である。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に準じて、特定事業として選定する。